

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金

国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用しています。



市ウェブサイト

詳細は、市ウェブサイトを確認ください。

お問合せについては、24 時間利用可能な

問合せフォームを利用していただくのが便利です。

最大

30 万

申請期間

令和6年7月1日（月）～令和7年3月31日（月）

申請をする方は、ウェブサイトの予約フォームから申請日の3日前までに予約してください。

※予約のない申請は受付しておりません。

予算がなくなり次第、終了となりますので、ご希望の方はお早めに申請ください。

主な要件

・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した。

・ご夫婦の所得（令和5年分）が合わせて500万円未満である。

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の令和5年中返済額をご夫婦の所得から控除

・ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である。

・その他、郡山市が定める要件を満たすこと。

補助対象経費

下記のうち、令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に
支払った費用について1世帯につき30万円まで補助します。

◇ 住宅の購入費（建物代のみ）

◇ 住宅のリフォーム費（外構工事等は除く）

◇ 賃料・共益費（最大6か月分まで）、敷金・礼金、仲介手数料

◇ 引越費用（業者へ支払った費用）

詳しくは

ウェブサイト

を確認

申請予約、事前相談、問合せは

郡山市 こども総務企画課 こども企画係 まで

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号（西庁舎3階） ☎ 024-924-3801

市ウェブサイトURL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/80/1339.html>

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金 申請から補助金交付までの流れ

- 1 web 予約 申請する際は、3日前までに市ウェブサイトから、来庁日時の予約をお願いいたします。
※郵送する場合は、郵便物が届く日で予約をしてください。
- 2 申請書提出 すべての書類がそろった状態で、こども総務企画課へお越しくください（郵送ください）。
- 3 受理・審査 書類の審査を行います。審査には1か月程度お時間をいただきます。
- 4 通知書発送 提出書類に問題がなければ、ご自宅へ交付決定兼確定通知書が郵送されます。
- 5 補助金交付 通知書発送後、おおむね1か月以内にご指定の口座へ振込みます（申請からおおむね2か月後）。

<申請に必要な書類>

※●印の様式は、郡山市ウェブサイトからダウンロードが可能です。こども総務企画課でも配布しています。

①共通の提出書類

- 結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書兼同意書兼誓約書
- 対象経費内訳書
- 住民票（市内の住宅に転居もしくは転入後 かつ 婚姻後に取得したもの）
- 婚姻届の受理証明書 または 戸籍謄本
- 夫婦の令和6年度所得・課税証明書（令和5年分の所得証明）
※令和6年1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行できます。

なお、○印の書類については、市区町村窓口で発行するものですが、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できる場合があります。

②該当者のみ提出する添付書類

夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合

- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
（令和5年中（令和5年1月1日から12月31日まで）の返済額が確認できる返還証明書など）

③対象経費に係る添付書類

住宅を購入・新築した場合、住宅をリフォームした場合

- 住宅の売買契約書のコピー または 工事請負契約書のコピー
（契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるもの）
- 領収書等のコピー
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が明記されているもの）

住宅を賃貸契約した場合

- 賃貸借契約書のコピー（契約日、金額、借主・貸主双方の捺印があるもの）
- 領収書等のコピー
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が明記されているもの）
- 住宅手当支給証明書（給与支払者が確認したもの）
※住宅手当を受けていない場合でも、「手当の支給なし」にチェックし、給与支払者が確認したものを提出してください。

業者を利用して引越しを行った場合

- 引越費用の領収書等のコピー
（領収書で引越先の住所が確認できない場合は、見積書等わかるものも添付）
※引越業者または運送業者への支払いをした場合のみ補助の対象